

# 議会運営委員会会議録

平成19年4月13日(金)

(開 会) 13:00

(閉 会) 14:05

## ○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、事務局に説明させます。

## ○ 議事課長

お手元に配布いたしておりますとおり、民友クラブの道祖議員から、飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)が提出されております。この条例の取り扱いに関しましては、議員提出議案として、臨時会最終日の冒頭に急施事件と認め日程追加をはかっていただき、上程し、委員会付託を省略して、質疑、討論、採決を行っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

## ○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、「飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

## ○ 道祖議員

お手元に案文を配布させていただいておりますので、それを読み上げて提案の理由に代えさせていただきますと思います。飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。第3条及び第4条を次のように改める。報酬の始期、第3条議長及び副議長には、その選挙された日から議員にはその職に就いた日から、日割り計算により支給する。支給の終期第4条議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名または議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。この場合において、その職を離れた日が、その月の末日であるとき以外の場合には、その月の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。また死亡によりその職を離れたときは、当該死亡した日の属する月の末日分まで支給する。第5条を削る。第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。附則、この条例は、平成19年4月16日から施行する。以上、提案させていただきます。何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

## ○ 川上委員

提案の趣旨はよくわかりますし、同意見であります。文章上、お聞きしたいところがあります。対照表の新しい第4条の4行目ですね。今から読み上げるところのくだりが、どうゆう意味を持つのかお尋ねしておきたいのですが、その職を離れた日が、その月の末日であるとき以外の場合には、この文章はここでなぜ必要なのか説明してもらいたいと思うんですけど。とりあえず、まずお願いします。

## ○ 道祖議員

報酬は基本的には、単純に言えば1日から30日もしくは31日までというふうになっておると思います。それが月額で払われておるとは思いますけど、就任したときは、就任した日以前

のやつは、日割りだからもらえないと、だけど任期が末日以前になったとする、離職をしたと、そのときは残りのやつは貰えないということです。

○ 川上議員

勿論そのとおりでしょうけど、この文章をその主旨をいかすうえでは、この文章は必要ですか。

○ 道祖議員

やはりこれははっきり明記しとくべきではないかと思って、入れさせていただいておりますが、日割りということを明記すべきだと考えて入れさせていただいておりますけれど。

○ 川上議員

勘違いされているんじゃないかと思うんですけど、日割りのところは勿論残すんですよ。それで、その職を離れた日とその月の末日であるとき以外のときにはと、これは無くても日割りによって計算すると書いておるわけですから、下の方に、これがいるのかなと思って、これがいる意味がわかりにくいです。

○ 道祖議員

私としては、やはりこれは入れとった方が、はっきりするんじゃないかというふうに思っておるんですけど、末日である以外はというふうにちゃんと明記して、その月の報酬額はその月の現日数を基礎として日割りによって計算するというほうが理解がしやすいと思うんですけど、主旨としたしましては、これ提案させていただいておりますけど、日割りですということですから、もしこの内容さえ個人的にこれに代わるようなことがあるならば、ご意見を逆に言っていただければ、私の提案の主旨は日割りを就任したとき、そして離職をしたときもきちっとしとくべきだということですから、もし言葉的に足らないとか足りすぎるというのであれば、それは別に修正することに関しては、やぶさかではありません。ただ、先ほどから言っておりますように、このように書いてある方がより理解がしやすいのではないかと思います、こういうふうに提案させていただいております。ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:07

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

○ 道祖議員

先ほど言いましたように、月によっては30日、31日というのがあるわけですよ。ですから、報酬は46万というふうに決まっております。一応議員は、今の状態では、それを30日で割る、31日で割るということが生じます。またうるう年であれば29日ということもあるからですね、こういうかたちで入れとった方がいいんじゃないかということなんですけれど。

○ 委員長

川上委員、今の説明で分かりましたか。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:10

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○ 議会事務局長

法制の方に問い合わせいたしました。川上委員さんが指摘される部分、また現在の条文、いずれも間違いは無いということでございます。なお、北九州市議会の支給方法につきましては、

3項くらいに分けられまして、その中にこの本条例に記載されているような部分については記載されております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 川上委員

この提案者の主旨は、日割り計算を報酬支給に際して導入するということですので、それには全面的に賛成ですので、表現の仕方はいろいろあると思うけれども、了承したいと思いますので。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

提案の中で、附則、この条例の施行日について4月16日とありましたが、これについては4月16日議決をしてすぐ公布までいけるかということ、市長の決済等もございます。即日となりえない可能性もありますので、未来日と修正されるか、若しくは公布の日からというようなかたちにされるお考えがないかお聞かせください。

○ 道祖議員

先ほどから言ってますように、私といたしましてはこの日割りということを重視しております、この附則の分の施行するというのは、私といたしましては、議決がなされてからというふうに考えておるわけですが、それは問題ないのではないかと思いますけれど、その点についても私の考えと法制が考えてる内容とはちょっと違うかもわかりませんので、一応、議会事務局の方に、委員長、確認していただければと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:40

再 開 13:52

委員会を再開いたします。

○ 議事課長

公布の日のつきましては、即日でも、公布の日から、いずれでも結構でございます。

○ 議会事務局長

今、提案者が申されてあるように、19年4月16日から施行するというので、今ご指摘のとおり公布等の手続があるんじゃないかということでご指摘がっておりますけど、委員会条例等もそういった手続を早急にやるようにいたしておりますので、日にちについては差し支えないかと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

その点については、了解いたしました。その他でございます。この日割り条例、確かにこれは本当にすぐにでもやらなくてはならないところであり、今議会で何とかできるということは、非常にありがたく思います。ただ、この議員の報酬等の条例に関しては、日割りに変更するだけではなく、ある意味私どもがいったん受け取っている3月分の1日から11日の金額、その分をどうするのか、また併せて報酬の金額、現行どおりとすることが妥当なのかどうか、いろんな議会改革に関わる部分が入ってきてもいい条例案でございます。その点について、提案者については、どのようにお考えなり、この案となったのかお聞かせください。

○ 道祖議員

先ほどから言ってますように、私は日割りの部分について提案させていただいておるんであって、他のことについては、それはそれぞれの考えがあるでしょうけれど、私は今回お願いしておるのは、日割りの部分だけは是非みなさまにご提案して認めていただきたい、ご審議して可決していただきたいという思いで出させてさせていただいておりますので、その他については、また次の機会にでもありましたらば、改めて提案でもさせていただきたいなという思いはありますけど。

○ 江口委員

提案者の思いは分かりました。ちなみにこの提案について、提案者道祖議員というのは理解できました。これ賛同者は、どなたになっておられるんでしょう。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:53

再 開 13:53

委員会を再開いたします。

○ 議事課長

今提案されております、道祖議員を含め会派の3名から提案をされております。

○ 江口委員

了解しました。議会改革については、議長のほうも必要だという新聞報道等もあっておりました。その中で、さきほどの代表者会議の中で友好会派の代表者より、実際どう考えているのかと言う問いかけがなされて、議長の思案が出たと聞いております。それについて、この議員の報酬の日割りの条例、これだけをあげるのか、それとも他の部分があるので、たとえばこれだけは先に可能かどうか併せて参考にさせていただきたいため、その代表者会議で示された議長の思案についてはどのようなかたちになっておりますでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:55

再 開 13:55

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

先ほどの件に関しましては、今は提案者に対する質疑ということで、取り下げをいたします。議事進行について、委員長にお聞かせください。今日は、議員提出議案の取り扱いについて、この議案が出されております。提出者に対する質疑、この後に、一般的なこの条例に対する質疑等が出来るのかどうか、また併せて議会の運営について、議会の会議規則、委員会に関する条例等について、この案件の中で、その他というふうなかたちで質疑をする時間をとれるのかどうか、是非それについて議会改革の部分はどう議長として思案をもっておられるのかを併せてお聞かせいただきたいと思っておりますので、それについて取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:58

再 開 13:58

委員会を再開いたします。

○ 道祖委員

先ほど、提案者はどなたとどなたかということが、質問されまして私は民友クラブの3名と

いうことを言いましたけれども、付け加えさせていただけますならば、原案それを持ちまして、そしていろんな方にご相談させていただきまして、田中裕二議員、西秀人議員、原田議員、藤本議員、東議員、田中博文議員、楡井議員それと藤浦議員も賛同していただいて提案させていただいておりますので、訂正方ご了解いただきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑は、ないということで、議案の分を先に終わらせます。議事進行については、その後にやります。よろしいですか。

( 異議なし )

では、そのようにいたします。

お諮りいたします。飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、最終日の本会議に事務局説明のと通りの取り扱いとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:00

委員会を再開いたします。それでは、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今江口委員から議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例等についての、すみません戻ります。提出者は退席されて構いませんので、すいません。議事進行の部分についてをみなさんにお諮りいたします。委員長といたしましては、今日諮っていただくのは、この条例の一部改正案についてのみで、みなさんを招集しておりました。それで、江口委員の要望について、私の一存ではみなさんのご意見を聞いて、それを受けることに必要があるかどうかを採決させていただきたいのですが、私は受けるつもりはありません。だから、その部分で採決したいと思います、よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:02

委員会を再開いたします。進行についてのいろいろ委員のみなさまもご意見があろうかと思っておりますので、何かありましたらお受けしたいと思います、何かありますか。

○ 川上委員

私は、江口委員の言われた件については、16日月曜日に関わってくることで、時間もあまりないから折角ですので、追加して議題にしてはどうかと思います。

○ 市場委員

私は、先ほど委員長からもお話がありましたように、本日はこのことだけで私たちが招集されてますんで、後例えば委員長が話聞かれて判断されて、また会議に付すべきことがあれば、またそういうかたちで進めてもらったらどうかと思いますが。

○ 委員長

他に、ご意見ありませんか。今、二つの意見なんですけど、そのまま議事を追加してやれという意見とやらんでいいのやないかという意見なんですけど、議事進行をした江口委員は。

○ 江口委員

なぜ今日この場でこの話をさせていただいたかという、16日の議運でその他でやった場合には延びることが予想されます。そうすると、本会議初日、二日の日、思い出してください。

10時開会と言いながら、開会は1時にずれ込みました。そのときに、傍聴者の方々からも批判を受けた部分がございます。是非、この場である程度きちんとそこについてどうするのかを

審議をしたうえで、16日に臨んで16日に関してはきちんと10時開会が出来るようにしていただきたい。その思いも含めまして、お話をさせていただいております。それがあって初めて議会改革のうちの一部だと思います。ほんの一部だと思うんですよ。その意味も含めて是非今日議題として取り上げていただきたいとお願いをいたします。

○ 委員長

今、江口委員からの再度の補足説明がありましたが、架空のことを、16日は紛糾するんじゃないかというふうに言われてますけど、なぜそういうふうになるのか、結局は自分の思いを言いたければ、本会議場で反対討論か何かをされて、やられればいいことです。この議会運営委員会ではこの部分を取り上げないで、この提出の案について議会の改革についてを含められまして反対討論をしていただきたいと思いますので、委員長としては、そういうふうを考えております。

○ 江口委員

そうしましたら、16日の議会運営委員会、そこではその他の質疑の場がありますか。

○ 委員長

いたしません。

○ 江口委員

その議会改革に関わる部分、その他の部分でそれぞれの各会派の意見等がみなさん持ち寄って来られる部分があるかと思えます。その確認の場はいつになりますか。いつを考えておられますか。

○ 委員長

江口委員にお願いしますが、その部分は私なり議長に申し入れして、その部分を議案として提案していただきたいと思えます。本日は、その部分で審議をしないということで終わらせていただきますが、取りはかかってよろしいですか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

○ 議事課長

先ほど申しあげましたように、関連質疑につきましてはお受けするといたしましても、一応16日に本会議即決ということになっておりますので、委員会等が11、12日と両日にわたって行われますことから、通告を12日までにはしていただいております。

○ 江口委員

ということは、関連質疑については受けるが、それ以外は受けれないということですか。勿論それはやれるんですか。

○ 議事課長

関連質疑については、お受けするということで確認はとれておりますけど、一応それ以外の質疑については、ご遠慮していただくということで、先の代表者会議でご了解をいただいております。

○ 川上委員

通告外質疑については、執行部からは協力要請ということになっておりますので、出来るだけ協力に応えるということで委員会としてはどうかと思うんですけども。

○ 議事課長

一応先の代表者会議におきましては、ただ今申し上げましたように、ご協力をいただくという事で、了解が得られておりますので、本委員会におきまして再度ご協議いただいております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

(休憩) 9:49

(再会) 9:50

○ 委員長

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第24号 専決処分の承認について(平成19年度飯塚市一般会計暫定予算)」の審査方法等については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。議会の運営については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議会の運営については、調査終了とすることに決定いたしました。

最後にその他でございますが、次回の委員会は、4月16日月曜日本会議最終日の開会前午前9時30分に開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。